

平成27年度

第2回

川南町地域公共交通会議 (書面協議)

とき 平成28年1月20日から

平成28年1月29日まで

協議内容

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について (別添資料)

協議事項 地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について

【説明】

川南町では、平成26年10月から平成27年9月の期間に、平成27年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の支援（補助金内定）を受け、トロンバスを運行させてきました。

この度、補助金交付要綱に基づき、事業内容についての評価を作成しましたので、委員各位の御意見、御承認をお願いするものです。

【添付資料】

- 別添1 事業評価書（案）
- 別添1 - 2 事業実施と改善計画との関連について（案）
- 別添2 事業評価のポンチ絵（案）

別紙書面決議書にて回答をお願いします。

■ 川南町地域公共交通会議委員

	所 属 名	委 員 氏 名	備 考
会長	川南町 副町長	清藤 莊八	
委員	宮崎交通(株)西都営業所	赤崎 弘	
委員	エムアール交通(株)	吉本 悟朗	
委員	(社)宮崎県タクシー協会	後口 昌賢	
委員	(社)宮崎県バス協会	中園 雅夫	
委員	宮崎交通労働組合	矢野 崇徳	
委員	宮崎県高鍋土木事務所	石倉 義紀	
委員	九州運輸局宮崎運輸支局	小島 定美	
委員	宮崎県高鍋警察署	河野 英樹	
委員	川南町議会	川上 昇	
委員	川南町自治公民館長会	松浦 峻男	
委員	川南町商工会	宮崎 吉敏	
委員	川南町婦人連絡協議会	乙津 弘子	
委員	川南町長寿会連合会	井上 源之助	
委員	川南町民生(児童)委員会	稲田 勝重	

■ オブザーバー

所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
九州運輸局宮崎運輸支局		
九州運輸局宮崎運輸支局		
宮崎県総合交通課		

■ 事務局（川南町建設課）

所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
建設課 課長	村井 俊文	
建設課 課長補佐	黒木 誠一	
建設課 係長	橋口 実	
建設課 主査	黒木 尚也	

川南町地域公共交通会議設置要綱

平成20年5月28日訓令第8号

川南町地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する川南町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、主催者である町長又はその指名する者をもってこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会議は、会長が招集する。
- 5 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 7 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。
- 8 交通会議は、原則として公開とする。
- 9 会長は必要に応じ、委員以外の者を交通会議に出席させ、意見を聴取することができる。
- 10 交通会議の庶務は、建設課において処理する。
- 11 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するための連絡及び通報の窓口は、建設課とする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において承認された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。